

男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、未婚者に向けた多様な出会いの場の創出や、出会いと結婚を応援するためのイベントを実施する企業又は団体等（以下「民間団体等」という。）の費用負担を軽減することを目的とする男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金（以下「助成金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の対象となるイベント（以下「助成対象事業」という。）は、結婚を希望する未婚者の出会いの場を提供する内容が盛り込まれたものとする。

2 助成対象事業の参加者は、おおむね3分の1以上が市民又は市内に事業所を有する民間団体等に勤務する者とする。

3 助成対象事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上の未婚者を対象とすること。
- (2) 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度であること。
- (3) 公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でない認められる内容を含まないこと。
- (4) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん、事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (5) 原則として、市内の施設等を会場とすること。
- (6) 実施に際し、事故防止に万全を期すること。なお、事故が生じた場合は、申請者の責任と費用負担において解決するものとし、市は責任を負わないものとする。
- (7) 事業期間が単年度内であること。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、前条の助成対象事業を実施する民間団体等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市が参画する実行委員会であって、市長が適当と認めるものは、助成金の交付対象とする。

- (1) 規約、定款、活動実績、活動計画等により、今後継続して活動

することが見込まれるものであること。

(2) 事務処理体制が整っており、事業及び手続を確実に遂行できると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象としない。

(1) 国又は県からの補助金等の交付対象となっているもの（委託による場合を含む。）

(2) 同一年度内にこの告示による助成金の交付を受けたもの

(3) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うもの

(4) 営利を目的としているもの

(5) 男鹿市暴力団排除条例(平成23年男鹿市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係が認められるもの

(6) その他助成金交付事業の取組としてふさわしくないもの
(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、10万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする民間団体等（以下「助成対象事業者」という。）は、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 助成対象事業者の概要が確認できる規約、定款及び団体名簿等の資料又は助成対象事業者概要書（様式第4号）

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付が適当と認めるときは、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金交付決定通知書（様式第5号）より助成対象事業者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 助成対象経費以外に助成金を使用しないこと。

(2) 助成対象事業が予定期間内に完了しない場合又は助成対象事業

の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (3) 助成対象事業の実施にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (4) 助成対象事業者が市に対して納付又は納入すべき税等に滞納がある場合は、交付の決定を取り消す場合があること。
- (5) 助成対象事業の目的に従い事業を効率的に実施し、事業効果の増大に努めるとともに、関係諸帳簿、領収書等の書類を助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 助成対象事業の実施上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。事業完了後又は事業を中止した後も同様とする。
- (7) 規則及びこの告示を遵守すること。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに助成対象事業の成果を記載した男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金事業実績報告書（様式第6号）に収支決算書（様式第7号）、収入や支出の事実を証明する書類その他参考となるべき書類を添えて市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、助成対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するとともに、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金交付確定通知書（様式第8号）により助成対象事業者に対して助成金の額の確定の通知をするものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金は、前条の規定による額の確定後、申請者からの請求に基づき交付するものとする。

- 2 前項の請求は、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金精算（概算）払請求書（様式第9号）を市長に提出して行わなければならない。

(助成金の概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により交付決定額の10分の9以内の額を支払うことができるものとする。

- 2 助成対象事業者は、助成金の概算払を受けようとするときは、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金概算払申請書（様式第10

号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の概算払申請書を受理した場合は、概算払を必要とする理由を精査した上で概算払の額を決定するものとする。
- 4 市長は、補助金の概算払を決定したときは、男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金概算払決定通知書(様式第11号)により交付を受けようとする者に通知し、助成金を支払うものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に規定する助成金の申請に係る事案については、同日後もなお、その効力を有する。
(旧要綱の廃止)
- 3 男鹿市出会い・結婚応援イベント助成金交付要綱(令和5年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第4条関係）

| 助成対象経費 | | 内容 |
|----------|-------|--|
| 報償費 | | 司会料、講習会等の講師等に対する謝礼 |
| 旅費 | | 司会者、講師等に係る旅費 |
| 需用費 | 消耗品費 | 文具類等 |
| | 燃料費 | 事業に使用するバス等の燃料等 |
| | 印刷製本費 | 印刷代、写真現像等 |
| | 医薬材料費 | 医薬品、包帯等 |
| 役務費 | 通信運搬費 | 電話料等 |
| | 広告料 | 新聞、テレビ、ラジオ等による広告料 |
| | 手数料 | 送金手数料等 |
| | 保険料 | 損害保険の保険料等 |
| 委託料 | | パンフレット制作費等（助成対象事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる経費） |
| 使用料及び賃借料 | | 会場、自動車等の借上げ料等 |
| 参加料 | | 他のイベント・大会等に参加する事業の場合の参加料 |
| その他 | | 市長が特に必要と認める経費 |

備考 次の経費は、助成対象経費とは認めない。

- 1 助成対象事業と直接関係がない助成対象事業者の恒常的な運営費
- 2 助成対象事業者の内部の者に対する謝金及び委託料
- 3 参加者又はスタッフの宿泊費及び飲食費
- 4 参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- 5 参加者への土産品又はそれに類するもの